

## 生活介護(介護給付)

## ■生活介護サービス費（二）

| 区分        | 区分 6  | 区分 5 | 区分 4 | 区分 3 | 区分 2 以下 |
|-----------|-------|------|------|------|---------|
| 生活介護サービス費 | 1,160 | 876  | 627  | 567  | 520     |

## ■加算について

| 加算                         | 内容  | 単位   |
|----------------------------|---|--|
| 福祉専門職員配置<br>加算（Ⅰ）<br>加算（Ⅱ） | 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が 25%以上雇用されている事業所<br>生活支援員のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上の事業所。 | 10 単位/日<br>6 単位/日                                  |
| 初期加算                       | 利用開始日から起算して 30 日以内の期間について加算する。  | 30 単位/日  |
| 訪問支援特別加算                   | 継続して利用する利用者が、連続して 5 日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助等を行った場合に加算。（月に 2 回まで）                                      | 所要時間 1 時間未満<br>187 単位/日<br>所要時間 1 時間以上<br>280 単位/日 |
| 食事提供体制加算                   | 収入が一定額以下の利用者に対して、食事を提供した場合に加算する。  | 42 単位/日  |
| 欠席時対応加算                    | 利用者が急病等による利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算。（月に 4 回まで）   | 94 単位/日  |
| 延長支援加算                     | サービス利用時間が 8 時間を超えた場合に加算する。  | 1 時間未満 61 単位/日<br>1 時間以上 92 単位/日                   |
| 送迎加算                       | 1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施している場合に加算し、一定の要件でさらに 14 単位/回を加算。                                   | 片道につき 27 単位<br>+14 単位/回                            |
| 障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算       | 障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、開始日から 3 ヶ月以内かつ 15 日以内に限り算定。  | 300 単位/日   |
| 福祉・介護職員処遇改善加算              | 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）が適用   | 1 月につき<br>+所定単位×17/1000                            |
| 利用者負担上限額管理加算               | 事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算   | 30 単位/日  |

## ■利用者負担上限月額について厚生大臣（国）が定める基準

| 階層区分   | 軽減対象者の資産要件                        | 利用者負担上限月額 |
|--------|-----------------------------------|-----------|
| 生活保護世帯 | 生活保護受給世帯                          | 0 円       |
| 低所得 1  | 市町村民税非課税世帯で、本人の収入が 80 万円以下        | 0 円       |
| 低所得 2  | 市町村民税非課税世帯                        | 0 円       |
| 一般 1   | 市町村民税課税世帯（障害者世帯については所得割額 16 万円未満） | 9,300 円   |
|        | 市町村民税課税世帯（障害児世帯については所得割額 28 万円未満） | 4,600 円   |
| 一般 2   | 上記以外                              | 37,200 円  |

\*注 所得を判断する「世帯」の範囲について平成 20 年 7 月以降本人と配偶者の収入と改正